

---

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の利用には通所受給者証が必要です。

---

### 通所受給者証とは？

通所受給者証は児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援などの障害児通所支援事業を利用するために必要な支給量や有効期間等を記載した中野区発行の証明書です。

通所受給者証を取得すると、障害児通所サービスの利用料の一部を公費で負担します。

通所受給者証には以下のような内容が記載されます。

- ・サービスの種類
- ・支給量(利用可能な日数)
- ・負担上限月額



### 通所受給者証と障害者手帳は違います。

受給者証は、障害があることではなく、障害児通所支援事業の受給資格があることを証明するものであり、障害者手帳は、障害の種類や程度などを証明するものです。

障害者手帳を持っていなくても、受給者証は発行できます。

### 通所受給者証取得までの流れ

- ① 療育センターアポロ園又は療育センターゆめなりあの療育相談で、障害児通所支援事業による療育の必要性の要否について判定と判断を受けます。
- ② 利用したい事業所を決めます。  
希望の事業所に連絡し、空き状況の確認をお願いします。
- ③ 各すこやか相談支援事業所に障害児通所支援事業を利用したい旨を連絡し、面接の予約をしてください。
- ④ 障害者相談支援事業所に【支援利用計画(案)】の作成を依頼し契約します。  
面接・聴き取りを行い、【支援利用計画(案)】を障害児相談支援事業所の相談支援専門員が作成し、区に提出します。
- ⑤ 障害児相談支援事業所の相談支援専門員との面接当日は、療育センターアポロ園又は療育センターゆめなりあで発行された【療育相談結果票】をお持ちください。サービス利用のお子さん同席で支給決定に必要な【勘案事項調査】等の聴き取りなどを行います。
- ⑥ 【勘案事項調査票】や【支援利用計画(案)】を参考に、障害福祉課で支給決定を行い、通所受給者証が交付(郵送)されます。

◆④⑤は、同日に実施可能です。